

令和6年第1回臨時会

鳴沢村議会会議録

令和6年1月29日 開会

令和6年1月29日 閉会

鳴沢村議会

令和6年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

令和6年1月29日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三 浦 秀 康

2番 渡 辺 永 幸

3番 渡 辺 辰 也

4番 三 浦 雄一郎

5番 土 屋 文 明

6番 渡 辺 次 男

7番 三 浦 直 樹

8番 小 林 昭 一

9番 渡 邊 明 雄

10番 渡 辺 正 人

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 茂澄 教育長 渡辺厚子

総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵

企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積

住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信

会計管理者 梶原 充

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一

議会事務局書記 渡辺栄一

7、会議事件

議案第1号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件

議案第2号 建設工事請負契約締結の件

8、本日の議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 議案第1号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件 |
| 日程第5 | 議案第2号 建設工事請負契約締結の件 |

◎議長挨拶

議長（渡辺正人君） 令和6年第1回臨時会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災された皆様には、謹んでお見舞いを申し上げます。この地震による建物被害は、石川県だけで4万棟以上が確認されております。そして、ようやく27日から、3つの自治体でボランティアによる災害ごみの片づけや運搬などの生活再建に向けた支援も始まりました。完全に復興するまでには何十年もかかると言われていますが、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

我々鳴沢村も、南海トラフ地震に備え、これまで多くの災害から学んできた教訓を生かして様々なシミュレーションを行い、備えることが今、求められていると考えます。今後とも、議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本日は2件の議案が提出されております。慎重審議いただきますようお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

開会 午後2時02分

議長（渡辺正人君） ただいまから、令和6年第1回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（渡辺正人君） ここで、村長より臨時会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 改めまして、能登半島地震におきまして、被

災されました方々へお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々にご冥福をお祈りしたいと思います。また、一日も早い復興を願っております。

さて、本日はお忙しい中、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ではありますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議案ですが、条例の一部を改正する件と、それから建設工事請負契約締結の件、この２件となります。どうぞ慎重審議をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

議長（渡辺正人君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、渡辺次男君、三浦直樹君を指名いたします。

◎日程第２ 諸般の報告

議長（渡辺正人君） 日程第２、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第１２１条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、本日、議会運営委員会が開催されております。その報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一君。

議会運営委員長（小林昭一君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日、午後１時１５分より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項については、次の２項目です。

１、会期は本日１日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

２、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第３ 会期の決定

議長（渡辺正人君） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定しました。

◎日程第４ 議案第１号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第４、議案第１号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長

小林昭博君。

住民課長（小林昭博君） 議案第 1 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が一部改正され、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、条例の一部の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、戸籍法の改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本や除籍謄本等の交付が可能になることから、その交付事務に関する事項を追加し、また戸籍についての電子的な戸籍記録事項の証明情報などの発行が可能となることから、交付事務に関する事項を追加し、手数料額を定めるものであります。

議案の 1 ページ、第 2 条の表中第 1 項をご覧ください。

こちらにつきましては、本籍地以外での戸籍謄本等の交付について明記し、2 ページの表中第 3 項の追加により、電子的な戸籍記録事項の証明情報、戸籍電子証明書となりますが、この発行について明記し、手数料を 4 0 0 円と定め、3 ページの表中第 3 項、改正後は第 4 項となりますけれども、こちらについては本籍地以外での除籍謄本等の交付について明記、5 ページ、第 6 項の追加により除籍電子証明書の発行について明記し、手数料を 7 0 0 円と定め、6 ページの表中第 5 項、改正後は第 7 項となりますけれども、こちらについては電子化された届出書等情報の内容の証明書の発行について明記、7 ページの表中第 6 項、改正後は第 8 項となりますけれども、こちらにつきまし

ては、電子化された届出書等情報の内容を表示したものの閲覧について明記するものであります。

また、このほか今回の改正に伴う軽微な改正、第3項及び第6項の追加に伴う項番号の繰下げ、以前の鳴沢村手数料徴収条例の改正に伴う引用条例の整理及び訂正等、軽微な見直しを併せて行うものであります。

なお、附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 5 議案第 2 号 建設工事請負契約締結の件

議長（渡辺正人君） 日程第 5、議案第 2 号建設工事請負契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長 三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第 2 号建設工事請負契約締結の件について、ご説明申し上げます。

令和 5 年 1 2 月議会で補正予算を議決いただきました鳴沢小学校電気設備・空調設備設置工事について、令和 6 年 1 月 2 2 日に実施した指名競争入札の結果、フジコンストラクト株式会社と 1 億 3, 4 2 0 万円で契約を締結するものであります。

この契約は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第 2 号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長（渡辺正人君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和6年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年1月29日

議会議長

署名議員

署名議員